

●●●任意継続組合員についてのご案内●●●

任意継続組合員は、退職日の前日まで引き続き1年以上在職していた場合、退職日の翌日から短期（医療）給付及び保健事業の一部が利用できる制度です。

退職後は、次のいずれかの健康保険制度に加入することになります。

- ① 再就職先の健康保険に加入する。
- ② 家族の健康保険の被扶養者になる。
- ③ 国民健康保険に加入する。
- ④ **任意継続組合員**になる。

加入できる期間 2年間

手続き方法 退職日から20日以内に所属所の共済事務担当課を通して「任意継続組合員資格取得申出書」を提出してください。

掛金の納付 掛金の納付は、毎月払い・半年払い・年度払いがあり、半年払い・年度払いには割引きがあります。資格情報通知書等と併せて納付についてもご案内しますので、期限までに振込みをお願いします。